

○大阪市動物の愛護及び管理に関する条例

平成 13 年 4 月 1 日

条例第 46 号

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例を公布する。

大阪市動物の愛護及び管理に関する条例

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 動物の適正な取扱い(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 動物の引取り又は収容(第 7 条—第 10 条)
- 第 4 章 手数料等(第 11 条—第 15 条)
- 第 5 章 雑則(第 16 条—第 21 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、動物の愛護及び管理について、本市、市民及び飼養者の責務を明らかにするとともに、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号。以下「法」という。)に基づき、動物の適正な飼養及び保管に関し必要な事項について定めることにより、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るとともに、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もって人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(本市の責務)

第 2 条 本市は、市民の動物に対する愛護の精神の高揚を図るため、引取りを行った犬又は猫について、理由なき殺処分(人の生命、身体及び財産に対する侵害の防止、感染性の疾病の発生及びまん延の防止その他のやむを得ない理由により行われるもの以外の殺処分をいう。)がなくなるよう努める等動物の命を尊重するための施策を策定し、これを実施する責務を有する。

2 本市は、法に定めるもののほか、動物に起因する感染性の疾病の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために必要な措置を講ずる等動物の愛護及び管理に関する施策を策定し、これを実施する責務を有する。

3 本市は、前 2 項の施策の策定及び実施に当たっては、関係行政機関、関係団体、市民等との連携及び協力に努めなければならない。

(市民の責務)

第 3 条 市民は、動物の愛護に努めるとともに、本市が実施する動物の愛護及び管理に関する施策に協力する責務を有する。

(飼養者の責務)

第 4 条 動物の飼養者(動物の所有者又は占有者をいう。以下同じ。)は、法に定めるもののほか、動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の必要な措置を講ずる責務を有する。

第2章 動物の適正な取扱い

(飼養等の基本事項)

第5条 飼養者は、次に掲げる事項を守り、動物を適正に飼養し、又は保管するよう努めなければならない。

- (1) 自己の飼養し、又は保管する動物の種類、数、発育状況及び健康状況に応じて、飼養又は保管のための施設(以下「飼養施設」という。)を設け、給餌及び給水を行うこと
- (2) 飼養施設の内部及びその周辺を常に清潔にし、悪臭等の発生を防止すること
- (3) 公共の場所並びに他人の土地及び物件を不潔にし、又は損傷させないこと
- (4) 自己の飼養し、又は保管する動物が逸走した場合は、速やかに捕獲すること
- (5) 前各号に掲げるもののほか、自己の飼養し、又は保管する動物により、人に迷惑をかけないこと

2 飼養者は、自己の飼養し、又は保管する動物を捨ててはならない。

3 飼養者は、自己の所有し、又は占有する動物を飼養し、又は保管することができなくなったときは、当該動物の飼養又は保管が継続されるようにするため、自らの責任において当該動物の譲渡その他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(特定動物飼養者等の遵守事項)

第6条 法第25条の2に規定する特定動物(以下「特定動物」という。)を飼養し、又は保管する者(以下「特定動物飼養者」という。)は、法第26条第1項に規定する特定飼養施設(以下「特定飼養施設」という。)を常に点検するとともに、捕獲用器材を常に使用できるよう整備しておかななければならない。

2 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が逸走したときは、直ちに、市長及び最寄りの警察署に通報するとともに、当該特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

3 特定動物飼養者は、その飼養し、又は保管する特定動物が人の生命、身体又は財産を侵害したときは、直ちにその旨を市長に通報するとともに、適切な救護措置及び人の生命、身体又は財産に対する新たな侵害の発生を防止するための措置を講じなければならない。

4 特定動物の所有者は、自己の所有する特定動物を飼養し、若しくは飼養させ、又は保管し、若しくは保管させることができなくなったときは、当該特定動物を自らの責任において譲渡その他の方法により適正に処分しなければならない。

第3章 動物の引取り又は収容

(特定動物の引取り)

第7条 前条第4項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれにも該当するときは、法第26条第1項の許可に係る特定動物の所有者(以下「特定動物所有者」という。)から当該特定動物を引き取るものとする。

(1) 特定動物所有者が次のいずれかに該当すること

ア 相続により特定動物を取得した者

イ 海外へ移住する者

ウ 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により保護を受けている者又はこれに準ずると市長が認める者

(2) 特定動物所有者が当該特定動物を引き続き所有することができないこと

(3) 特定動物所有者が当該特定動物を譲渡その他の方法により適正に処分することができないこと

(4) 特定動物所有者から当該特定動物を引き取らないことにより市民の安全を損なうおそれがあること

2 前項の規定による引取りを求めようとする特定動物所有者は、市規則で定めるところにより申請書を市長に提出してその承認を受けなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認するときは、当該申請を行った特定動物所有者に対し、引取りの日時、場所等について必要な指示をすることができる。

(公示)

第8条 市長は、法第35条第3項において準用する同条第1項本文の規定により所有者の判明しない犬若しくは猫を引き取り、又は法第36条第2項の規定により疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物を收容したときは、市長の定めるところにより、その動物の種類、引取り、又は收容の日時及び場所その他必要な事項を、当該引取り又は收容の日の翌日から起算して2日間公示するものとする。

(公示期間が満了した動物の処分)

第9条 市長は、前条の規定による公示の期間が満了する日(以下「公示期間満了日」という。)の翌日までに、引き取り、又は收容した動物をその飼養者が引き取らないときは、当該動物を処分することができる。ただし、飼養者が相当の期間内に当該動物を引き取る旨を申し出た場合において、公示期間満了日の翌日までに引き取ることができないことについて相当の理由があると市長が認めるときは、当該期間が経過するまでは、これを処分しないものとする。

(譲渡)

第10条 市長は、前条の規定による処分として動物を譲渡する場合にあっては、その飼養を希望する者でこれを適正に飼養できると認めるものに譲渡するものとする。

第4章 手数料等

(手数料)

第11条 法、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。)又はこの条例の規定に基づく事務で次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める額の手数料をその申請をする者から徴収する。

(1) 法第10条第1項の規定に基づく登録 1件につき15,000円(1の事業所において、同時に2以上の第1種動物取扱業(同項に規定する第1種動物取扱業をいう。以下同じ。)の種別(同条第2項第4号に規定する種別をいう。以下同じ。)に係る登録を受けようとする場合における1を超える第1種動物取扱業の種別に係る登録にあっては、7,500円)

(2) 法第13条第1項の規定に基づく登録の更新 1件につき13,000円(1の事業所において、同時に2以上の第1種動物取扱業の種別に係る登録の更新を受けようとする場合における1を超える第1種動物取扱業の種別に係る登録の更新にあっては、6,500円)

(3) 規則第2条第6項の規定に基づく登録証の再交付 1件につき1,700円

(4) 法第26条第1項の規定に基づく許可 1件につき20,000円(1の敷地内において飼養又は保管する特定動物に係る2以上の許可を同時に受けようとする場合における1を超える許可にあっては、10,000円)

(5) 法第 28 条第 1 項の規定に基づく許可 1 件につき 16,000 円(1 の敷地内において飼養又は保管する特定動物に係る 2 以上の許可を同時に受けようとする場合における 1 を超える許可にあつては、8,000 円)

(6) 規則第 15 条第 6 項の規定に基づく許可証の再交付 1 件につき 1,700 円

(7) 法第 35 条第 1 項の規定に基づく犬又は猫の引取り 1 頭又は 1 匹(生後 90 日以内のものにあつては、10 頭又は 10 匹までごと)につき 2,800 円

(8) 特定動物の引取り 1 頭、1 匹又は 1 羽につき 31,500 円

(納付の時期)

第 12 条 前条の規定による手数料は、申請の際、納付しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後納することができる。

(減免)

第 13 条 市長は、特別の事由があると認めるときは、第 11 条の規定による手数料を減額し、又は免除することができる。

(還付)

第 14 条 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(收容動物の飼養費用等)

第 15 条 法第 35 条第 3 項において準用する同条第 1 項本文又は第 36 条第 2 項の規定により引き取られ、又は收容された動物の飼養者が当該動物を引き取ろうとするときは、市長の定めるところにより、当該動物の飼養等に要した費用及び返還に要する費用を納付しなければならない。

第 5 章 雑則

(動物愛護管理員の設置)

第 16 条 法第 37 条の 3 第 1 項に規定する職員として、本市に動物愛護管理員を置く。

(立入検査等)

第 17 条 市長は、法第 24 条第 1 項及び第 33 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の規定を施行するために必要な限度において、飼養者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関する報告を求め、又は前条の動物愛護管理員に、飼養施設その他動物の飼養に関係のある場所に立ち入り、飼養施設の規模及び構造並びに動物の飼養状況等を検査させ、若しくは調査させ、若しくは関係人に質問させることができる。

2 前項の動物愛護管理員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第 18 条 前条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による動物愛護管理員の検査若しくは調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは動物愛護管理員の質問に対して虚偽の答弁をした者は、200,000 円以下の罰金に処する。

第 19 条 第 6 条第 2 項又は第 3 項の規定に違反して直ちに市長又は同条第 2 項に規定する警察署に通報しなかった者は、100,000 円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 20 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、法人又は人の業務に関して、第 18 条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑に科する。

(施行の細目)

第 21 条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 21 条第 7 号の規定は、平成 13 年 7 月 1 日から、第 15 条から第 17 条まで及び第 29 条第 1 号の規定は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に法第 8 条第 1 項の規定により市長に動物取扱業の届出をしている者については、第 9 条第 1 項の動物取扱業届出済証を交付するものとする。この場合において、第 21 条第 1 号の規定は適用しない。

附 則(平成 14 年 3 月 29 日条例第 36 号)

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 31 日条例第 51 号)

1 この条例は、平成 18 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 3 月 29 日条例第 27 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 5 月 27 日条例第 108 号)

この条例は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 5 月 27 日条例第 57 号)

この条例は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。